

平成20年第4回邑南町議会定例会(第3日)会議録

1. 招集月日 平成20年5月27日 告示
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成20年6月13日(金) 午前9時30分 散会 午前10時46分
4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	田中雅文	2番	辰田直久	3番	(欠員)	5番	池田宗雄
6番	松本正	7番	森口美光	8番	岸博道	9番	亀山和巳
10番	日高學	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	藤原光三
14番	日高亘	15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎	17番	桑野剛司
18番	日高勝明	19番	三上徹				

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	田中雅文	2番	辰田直久	5番	池田宗雄	6番	松本正
8番	岸博道	9番	亀山和巳	11番	石橋純二	12番	高本勝藏
13番	藤原光三	14番	日高亘	15番	山中康樹	16番	長谷川敏郎
17番	桑野剛司	18番	日高勝明	19番	三上徹		

7. 欠席議員 2名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
7番	森口美光	10番	日高學				

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋良治	副町長	山本忠徳	総務課長	日高禎治
定住企画課長	大田文夫	財政課長	桑野修	情報推進課長	石原保夫
町民課長	表正司	税務課長	東義正	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	藤田憲司	建設課長	洲濱芳文	水道課長	松川好史
保健課長	大矢輝美	学校教育課長	三上俊二	生涯学習課長	森岡弘典
会計管理者	藤井克史	瑞穂支所長	佐々木孝義	羽須美支所長	福田誠治
教育委員長	日高隆	教育長	南原慎人		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原進 事務局主任主事 本多真由美

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
13番	藤原光三	14番	日高亘

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成20年第4回邑南町議会定例会議事日程(第3日)

平成20年6月13日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の質疑

- 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)
- 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町一般会計補正予算第7号)
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号)
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号)
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第4号)
- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号)
- 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号)
- 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて(平成19年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号)
- 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町手数料徴収条例の一部改正)
- 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町税条例の一部改正)
- 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(邑南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 議案第50号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第51号 邑南町福祉医療費助成条例の一部改正について
- 議案第52号 邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正について
- 議案第53号 邑南町若者定住促進住宅管理条例の一部改正について
- 議案第54号 邑南町監査委員条例の一部改正について
- 議案第55号 平成20年度邑南町一般会計補正予算第1号について
- 議案第56号 平成20年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第57号 平成20年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第58号 平成20年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第1号について
- 議案第59号 平成20年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第1号について

平成20年 第4回 邑南町議会 定例会(第3日)会議録

平成20年6月13日(金)

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成20年第4回邑南町議会定例会、第3日目の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、議長においてこれを指名いたします。13番、藤原議員、14番日高亘議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の質疑

- 議長(三上徹) 日程第2、議案の質疑。これより議案第38号から議案第60号までの質疑を行います。初めに、議案第38号に対する質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) ありませんか、無いようでございますので、議案第38号の質疑を終わります。続きまして、議案第39号に対する質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第39号の質疑を終わります。続きまして、議案第40号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございますか。

- 田中議員(田中雅文) 1番。

- 議長(三上徹) はい、1番。

- 田中議員(田中雅文) はい、1番田中でございますが、一般会計の公債費、ページがちょっと、一般会計予算書の18ページの公債費の利息のところ、3千700万の減ということでございます。これだけ利息を、がいらなくなるという、ご努力されたという成果については誠に結構なことだろうと思います。利率の変更といいますか、そういうことだという説明がございましたが、当該年度に19年度に発行、新規に発行部分について予測よりもという予想外に安い借り入れが可能だ、って利息がというようなことなら、まあなんです、これまでに借り入れた部分で利息の減が、あのう、途中で専決するほど、あのう、専決というか、まあ、3千700万に及ぶ利息が減少になるというのは、相当な、あのう、工夫というような努力をされたというように思いますが、まあ、あのう、利率が安く済んだんだからというのは、これは一般的には理解できますが、すごい金額でどうだっ

たんかなあ過去のものを全部借り入れ変更して安いのに借り換えたというようなことなら生じると  
思いますが、ちょっと、あのう、そこらあたりを加えてもらえれば理解が得られるんですが。

●桑野財政課長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、財政課長。

●桑野財政課長(桑野修) 公債費の減額分3千700万に対する、ご質問だと思いますけれども、これは19年度借入の利息の部分ではなくて、実際には18年度借入分ということになります。あのう、実際に借り入れを起こすのは殆どの場合が5月25日ごろに起こすわけですので19年度分は、この5月に借り入れたばかりですので18年度分の予測部分の利子、利息でございます。まあ、この18年度、19年度の当初予算を組む段階というのは、もうその前の年の12月辺りから、もう予算を組み始めておりますので、まあ、一応、その利息としては2.1%程度を予定して予算を組んだところですけども、まあ、18年度分の借入、19年の5月ごろに行うわけですけども、その時点で1.6%まで下がったということが一つの大きな要因でございます。それと、まあ、すぐにその5月に借り入れた時点で、あのう、借り入れを起こす時点でそういう補正をあげることも可能であったんですけども、18年度の実際の本借りというのは繰越事業に係るものが相当ありましたので、その例えば過疎債8億借りるとすればその繰越した事業の最後の事業が終わった時点で初めて借り入れを起こすことができるわけですし、その実、実際の本借りというのは相当、秋遅くなってから、あのう、本借りということ起債をするわけですし、まあ、その辺のこともあって、この利息の補正というのは遅くなったということでありまして。それと、あのう、一時借入金の利息の方も説明しましたように一応利息1%を見込んでおりましたけれども、結果的に借入時期というのは0.7%で2か月程度で済んだということ、そういうことを含めて3千700万、まあ、ある程度の3月補正の段階で、まあ、ある程度は予測はついたのでありますが、まあ、一時借入金の利子というのは、いつ払うかというのが微妙なところがありまして、まあ、専決でやらしていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。

●田中議員(田中雅文) あのう、これより前の段階の補正以降に借り入れて、いよいよ実行というときに専決でということ。そういうような非常に短期間であ、のことだというのなら理解ができます。はい。

●議長(三上徹) その他ございますか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第40号の質疑を終わります。続きまして、議案第41号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございますか。

●松本議員(松本正) はい。

●議長(三上徹) はい、6番。

●松本議員(松本正) ページ数7ページでございますが、助産諸費の出産育児一時金が70万ばかし減額になっております。出産育児一時金は何人の、支給されたのかというところを、あのう、ご説明があったかもしれませんがよろしくお願ひします。それともう一つ保健給付費の中で、その他委託料というものが50万ばかしマイナスになつておりますが、このその他委託料というのは何かというものをお答えいただきたいと思ひます。お願ひいたします。

●表町民課長(表正司) 番外。

- 議長(三上徹) 町民課長。
- 表町民課長(表正司) まず、最初のご質問でございますが、出産育児一時金でございますが、当初11人、1件当たり35万の助成ですので11件、あのう、当初計上していましたが8件の申請がありま、9件の申請がありまして2件分の掛け35万ですので70万減額でございます。2番目のご質問の保険給付費でございますが、その他委託料50万の減額、これは、あのう、国庫補助でヘルスアップ事業という取り組みをしとりますけども、その運動教室等の関係を、あのう、委託しとります、その委託減によります減額でございます。
- 議長(三上徹) はい、よろしゅうございますか。
- 松本議員(松本正) はい、ありがとうございました。
- 議長(三上徹) その他ございますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第41号の質疑を終わります。続きまして、議案第42号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第42号の質疑を終わります。続きまして、議案第43号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第43号の質疑を終わります。続きまして、議案第44号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第44号の質疑を終わります。続きまして、議案第45号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第45号の質疑を終わります。続きまして、議案第46号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第46号の質疑を終わります。続きまして、議案第47号に対する質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第47号の質疑を終わります。続きまして、議案第48号に対する質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 16番。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今回の町税条例の、一部改正について質問を行います。まず第1に専決処分で行われましたけれども、あのう、こういう町税、税金に関わる条例というのは、まあ、地方自治、住民自治の中で言えば一番大事な税の問題です。で、議案提案説明では4月30日に可決で即日公布施行ということで、その議会にかけられる暇がなかったというふうにおっしゃっていますが、果たしてそうだろうかというふうに考えます。この地方税法の改正は合わせて4月30日でしたから、あのう、4月1日に遡って例えば不利益、不利益になることは遡及適用しないし、利益になることは、あのう、遡及適用するとかいう、そういう特例の法律も一緒に可決されていると思うんですね。で、ですから、あのう、そういう意味で言えば国の方もいろんな対策は取っているわけで当然、あのう、5月1日であっても、その町としてはこういう問題については専決処分でポンと決めてしまうというのはどうもおかしいんじゃないかというふうに思いますが、この点で何かということ。それから2番目には今回の地方税法で様々な解釈が沢山なされ、なされていますけれども、この邑南町にとって特に住民の皆さんにとって大きな問題は高齢者、年金の受給者からですね、来年の平成21年10月からですが、あのう、年金から住民税の所得割と均等割をさっ引くと、天引きするということでそういうことをやろうということが決めています。で、この場合その特別徴収をするのか、それとも普通徴収なのかという選択が本人ができないのかどうか、さらに今回のこの条例ではですね、元々法律では、その年金に関わる所得割と均等割以外の年金の所得以外の所得についての所得割も一緒に特別徴収してしまうということが法律では徴収することができるといように書いてあるんですが、この条例ではするとなっています。ですから、本来国が決めたのは年金に関わる所得割と均等割を特別徴収するになっているんですが、それ以外の所得も当然、例えばこの辺では農業所得とかありますよね、で、それに関わる所得割も全部さっ引くという非常にすごい制度なことをこちらの条例では決めています。何故そういうふうに町としては踏み込んでしまったのかということ。選択できるはずですね法律は。できるですから。そのこの理由を説明してほしい、いただきたい。それから、あのう、特別徴収にすることになった理由としては、その国のいろんな国会の議論を見てると、その徴収率を上げるとか、あのう、徴収のメリットを、あのう、徴収の手間をコストを下げていくとか、納税者の方の便宜を図るとか様々な議論がされています。で、そういう意味ではこの特別徴収によって例えば徴収率が向上さ、ができるということがどの程度見込まれると考えているのか。また、この特別徴収の対象者になるのはどれだけの人間、あのう、人数なのか、また逆に特別徴収をすることによるコストはどれぐらい掛かるのか。当然、あのう、新たに社会保険庁にデータ送ったり来たり、もういろいろ大変ですね。そういうことのコストはどれぐらい掛か、掛かっていくのかということ。それから、あのう、その次に今、あのう、年金から天引きするという悪い癖が、ずーと、まあ、あのう、国が導入してですね、一番最初に導入したのは介護保険の保険料の天引きですが、さらに今、あのう、大問題になっている後期高齢者の医療制度の分の保険料も天引きが始まったわけです。ただ介護保険と後期高齢者の保険料の場合、その2つ合わせた保険料が年金額の2分の1を超える人は特別徴収はしてはいけないということが決まっていますが、今回のこの町税条例では先ほど言ったような形にしていくと所得割が多い人の場合、その均等割と所得割とを足してそれにこの介護保険料などを全部足していけば年金、まあ、年金何か所かもらっていると、どれか一か所がもうオーバーしちゃうということがありうると。根こそぎ年金をもう引っ張ってしまうということもありうるわけですが、そういう意味では、例えば介

護保険と後期高齢者の保険料と、この、あのう、住民税と合わせても限度として2分1以上もう取っちゃあいけないよというようなことの歯止めは、これは全くない条例になっているわけですが、その点についてはどういう研究をされたのか以上、大きく4点について質問させていただきます。

●東税務課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、税、税務課長。

●東税務課長(東義正) 一点目の専決処分の件でございますが、先ほど言われましたように地方税法等の改正が4月30日、まあ、例年ですと3月に行われますが、まあ、この度国会が非常に長引いたということで4月30日に専決、ああ、じゃあ、あのう、公布施行されました。まあ、それを受けまして市町村でも4月30日のこったわ、わけですが、いわゆる適用期日がそれぞれ違います。中には寄附条例等のおきますの、おきますれば1月1日に、から寄附をされたものが来年の住民税に、の控除に反映するというようなことから全般に渡りまして4月30日の、あ、の専決で行っております。あのう、ということで、まあ、4月3、あのう、30日に専決をしたという部分でございます。それから年金からの、いわゆる住民税の引き去りでございますが、条文では確かに特別徴収によらないことができるということが地方税法で謳われております。ところがですね、あのう、3月、5月、5月23日に総務省が全国のか、都道府県の担当者を集めて説明会を行いました。まあ、これは本町でもテレビを通じて流れたわけですので、まあ、これを見とったわけですが、今年の19年3月に国民健康保険税条例の特別徴収というのがありましたけども、この場合にはですね、あのう、いわゆる徴収率が非常に高いあるいは極端に該当者が少ないといったものは通達で特別徴収しないでも良いというようなこともありました。今回の地方税改正においてはそういう部分は全く示されておりませんで、ある県の職員さんが会議でそういったところができるのかという質問もされておりましたけども、それは総務省はそういう基準は全くもっていないと、ただ先ほど言われますように、まあ、個人の納税者の方が金融機関に行って住民税をおろし、おろして、それからまた納付するといったようなメリットをなくすと、とかあるいは徴収率を上げると、というようなメリットを、があるということで、まあ、全国でこういう制度を施行するという事になったわけございまして、いわゆる特別徴収をする方は、いわゆる税金の掛かった方でございます。この条例によりますと基本的には基礎年、基礎老齢年金額か、の部分のみを徴収するという事になっておりますが、まあ、私どもが事務的に考えますと年金部分は年金で所得、住民税を引いて、他の所得がある場合は他の所得でまた申告をしていただいでですね、引くという、まあ、2重の手間というのがあります。それで、まあ、この流れといたしましては、いわゆる社会保険庁から、いわゆる、こう、あのう、町、町村の方に年金受給者名簿がまいりまして、その名簿で課税をするかせんかあるいは課税額を、また市町村の方から社会保険庁の方へ報告する。その結果をもって本人に通知されるわけですが、まあ、本人が他の所得も一緒に引いてくれということになりますと、そういうこととなりますが、それは別ということになりますれば、まあ、本町というか私の、の考えでは、まあ、別々のその事務をやるというのは非常に問題があるなというようなことが思ってますんで、そういう希望があればしますが、年金以外のものも、は別にしてくれということになれば、ます、ます、なりますれば普通徴収に切り替えたいなというふう到现在のところ思っております。ただ今後総務省の方から通達でもまいりますれば、またその時に、どういった通達が来るか分かりませんが、その時に、また考えていかにやあいかんなどというふうに思っております。それから、あのう、徴収率がこれでどれだけ上がるのかというようなことございまして、まあ、あのう、年金からの特別徴収をされた方は、今んところそういった、あのう、滞納者というのが見あたりませんの

で、これでどれだけ上がるかというのは、ちょっと今即答はできません。ただ、あのう、どれだけの人数かと言われますが、まあ、約5千人ぐらいの納税者の方がおられます。まあ、この内、まあ、年金をもら、65歳以上の方ですが、こういった資料を分析したものが今ありませんのでお答えをすることもできませんし、相当時間も掛かりますが、あのう、年金と他の所得を、がある方で、まあ、あのう、納税者の方は約1割強ぐらいかなというように思っております。まあ、600人程度。それから、まあ、その内の約半数の方が年金のみで住民税が、を納めている方かなというふうに推測をしております。それから、まあ、コストでございますが、これにつきましては7月にシステムの導入の説明会があるわけですが、まあ、これも人口規模によってそれぞれ、あのう、負担金というものが変わってまいります、大体年間その負担金が2、30万じゃあないか、本町の場合ですね、2、30万じゃあないかなあというような推測をしております。またこれにつきましては普通交付税に算入されるということでございますので、まあ、あのう、という、まあ、総務省の説明でございます。それから、ええっとあのう、まあ、介護保険それから後期高齢者の、につきましては、まあ、2分の1の所得が、税額2分の1ですかね、のものは対象にしないという規定がありますが、まあ、今、今回の税条例ではそういったものはありませんが、ただ18、年間所得18万未満の者、未満である方、それからええと年金の、よりも、まあ、税額が多い方、まあ、これは当然でございます。それから特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であるというようなこと、ことが書いてありますや、ありますが、先ほど私が言いましたように他の年、他の所得がある場合にはそれに該当するんかなあというふうに考えております。以上でよろしいでしょうか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) 16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、この4月30日で、まあ、でて専決処分を、あのう、即日されたんですよね。で、先ほど説明されたのは5月23日の総務省の話ですよ。後から、後から説明を聞いて、その前にもう既に法律では「できる」というのを、「する」に、もうしてしまった専決をしてるわけですよ。おかしいと思いません。後から総務省が説明をしたんですよ。あのう、国保みたいな取り扱いをしないんですよという話があったという話をされたわけですから、で本来、あのう、この点では、まあ、いわば誰が聞いてもおかしいと思うんですよ。法律はできるになつとるのに、何で町で「する」というふうにしたのかということ、ここが説明がどうもないんですよ。で、あのう、総務省はそういつてるかもしれないですよ。ただそれを判断するのは、この邑南町でしょう。で、実際今ずーと聞いていけばせいぜい300人ぐらいの話だとすれば、そこまでそういう形で、今、あのう、年金受給者がもう今そういうも頭、あのう、怒りっていうか、腹立ててる状況の中で、さらにそれを刺激するようなこういうことをいう必要があるのかどうかということが、あのう、あると思います。それから、あのう、まあ、年金以外の部分の、あのう、所得がある場合に、まあ、普通徴収と特別徴収という併徴になりますから手間が大変だということなんですけど、しかし、それがここの条例にも併徴がで、するということが書いてあるでしょ。ねえ、あのう、ええと、あのう、41条、44条の2項ですよ。のただし書きでちゃんと、あのう、書いてあるわけですが、あのう、この併徴を逆にいうと併徴を、あのう、してほしいという記載欄っていうのが、今の申告書には無いでしょう。今の申告書には、その給与所得者の場合は特別徴収と、あのう、併徴してほしい場合には別に申告して併徴してくださいっていうのがあると思いますけど、こんだあそういうのがちゃんと準備ができるのかどうかということも含めて、その辺はどんなふうにご考慮されるのか聞いていきたいと思っております。で、現実にこの年金から天引きするというぶんについて

ては人数も300人、それから滞納者も特に見あたらないということ、そうしたことを含めて考えれば、どうしても導入しなければいけないということでもないような気がするんです。で、先ほど、あのう、課長がおっしゃったように、あのう、その国保の事例ですね。今年の3月議会で、あのう、邑南町も国保の65歳から74歳の特別徴収について、まあ、条例可決しましたけど、あのう、賛成多数で可決されましたが、あの時でも、その結局特別徴収を導入するかせんかというのは各自治体の判断で対象者が千人以下だとか、あのう、口座振替とか納付組織の実施率が高く、高いとか、まあ、そういうことが全部、あのう、条件でありましたし、特別徴収をするかどうかは、する対象者の問題でも、あのう、滞納が無くこん、滞納が無くこれまでも、あのう、普通徴収でも確実な収納が見込まれる場合とか、あのう、そういう特に問題がない場合は、あのう、あれなんですよ、あのう、特別徴収にしなくてもいいんですよという形が国保の場合は通達がきてたわけですよ。で、それを何故その、まあ、ある意味では例えば国民健康保険っていうのは、あのう、目的税ですから目的税についても逆に言えばそういう形で配慮しているのに、さらにその住民税っていうのは、もっと強権的な、まあ、強権的と言えおかしけど、あのう、町村が自治体が決めて賦課する税ですから、そのものをさらにこう強力でこういう形でするっていうのは一体どうなのかなというように思いますが、その点、あのう、如何でしょうか。で、をお伺いしたいと思います。ええっとですね。で、あのう、だから、あのう、私がどうしても理解できないのは、そういう法律ができるっていつてるのに町がするっていうことを何のあれもなく、こう条例改正していつてるとか、それから、あのう、町自身がそういう形の特別徴収をする自治体に安易に選択をしているという問題ですよ、どうなのかっていうことで研、研究したのかどうかっていうのは、一担当課だけでごんごんごん進めていつていいのかっていうことで、そのあのう、町のトップなりその辺がどんな認識でおったのかということが知りたいということがあります。それから、あのう、最後にいったように限度が、年金から引き去る限度がストップが制限が無いわけですよ。そういう意味じゃあこの条例自身は、ちょっとどうなのかなあっているのがあって、あのう、ありますが、その点については、もう今後見直しをする気も無いのかどうかっていうこと。再度お伺いします。

●東税務課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) まあ、あのう、地方税法とですね、町条例の解釈の問題だと思えますけども、あのう、まあ、行政にいろいろな通達あるいは法令等が来るわけですけども、そのとき、まあ、昔から言われます準則というものが国から流れてまいります。市町村はこういった条例を制定しなさいっていうものが来るわけですが、まあ、それには、することができるという、まあ、あのう、表現がありませんで徴収するものとするという、まあ、書き方がしてあるわけで、まあ、この税条例だけでなくいろんな条例でも、そういった準則に基づいて各市町村が行っておるわけで、まあ、それに基づいて町のほうも条例を制定したということでございます。まあ、これは過去から、まあ、そういうふうなやり方をしてきております。ただ町村で判断する部分が全く無いということで、あのう、この、あのう、地方税法とですね。町村で判断する部分が全く無いということで、まあ、そういうふうな町条例をせい、あのう、施行し、あのう、制定したわけでございます。それから、まあ、限度につきましても先ほども申しましたように、まあ、所得の一律、他の介護保険あり、等によりますように一律その引き去るわけでなくて、いわゆる所得の多い方、住、住、住民税が掛かっている年金所得者の、まあ、納付方法の拡大だと私も解釈しております。例えば、年金をもらってそれを、まあ、別に払うかあるいはその年金額から住民税を特別徴収するかの違いだというふう

私は解釈をしとりますので、そういうふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

- 議長(三上徹)** この法律、将来検討するかというのが、もう一つあった。
- 東税務課長(東義正)** あのう、法律の検討でございますが、まあ、今後通達でも来てですね。いわゆるそういった、あのう、国保みたいに適用除外ができるようなことができればですね、また、検討はしていかなければならないというふうに考えております。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。
- 議長(三上徹)** はい、16番。
- 長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。ええつとですね、あのう、例えば国保の問題でも、あのう、東京のみ、御蔵島町ですか、村か。なんかは、あのう、特別徴収を実施しないということを自治体として決めてるんですね。で、あのう、まあ、ちっちゃい、ちっちゃい島ですけど。で、あのう、まあ、課長さんはそういう形の答弁なさいましたが、あのう、邑南町というのは基本的にまちづくり基本条例というのを作っても国と県と町は対等平等の関係であって、そういう中で住民自治を発展させていくということを町長は大きな御柱にして、御旗にしてまちづくり基本条例を作られたはずなんですね。だから先ほど言った通達で、実際に準則というのは原則廃止なんですよね、もう既に、無いんですよ。だからガイドラインだけなわけで、それをほんとにそのとおりの条例するかどうかっていうのは、正にここのトップの判断が問われるわけなんです。だから確かに総務省が送ってきた通達や法令っていうのはそうでしょう。そのとおればっばっばっばや、やってっていいのかわかっていうところをちゃんと見ていくのが、このまちづくりの基本だと思うんですよ。だから、ああこういうところ問題無いのか、こういうところ問題無いのかっていうことで、やっぱりチェックして、住民にとって、そりゃあある意味では沢山年金がある人から引くんだから問題ないんじゃないか。納付方法の幅広い選択だといいますけど、やっぱり、そのこのことが明らかになることは、そのねん、実際年金から天引きされない方でもですよ、やっぱり不安に思うんですよ。で、あつ次はこく、固定資産税もやるのかなあと。ていうように思うんです当然。で、そういうことになってきたら今度は大変ですよ。今は住民税が掛かる掛からないの問題だけだから、だからそういう点も含めて、これは町長がこういう選択をしました。それはこういう理由ですということをはっきり答弁していただくということがこの問題では大事な、あのう、何故こういう条例を作りましたかということを知りたいわけで、その点について、あのう、町長の、まあ、答弁ほしいと思います。とても町長が準則どおりやりましたとは答えられないと思いますから。

- 石橋町長(石橋良治)** はい、議長。
- 議長(三上徹)** はい、石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治)** まあ、あのう、いわゆる法律そのものが徴収することができるということでありますので、確かにおっしゃるように自治体に最終的な、あのう、やり方というものは権限があるんだろうというふうに思います。ただ正直いいまして、このことについては私、あのう、しっかり議論をせずにですね、私がですね、あまりチェックせずに、まあ、よしこれでいこうということをやったわけで、まあ、その点ではちょっとこう突っ込みがたらなかったかなあというふうに思いますけども、まあ、なかなかこの、その徴収することができるということについて明確に今の段階では何故こういうことをやったことについての理由が私は申すことができません。できません。ということでもあります。従って(沈黙)。

(「議長、休憩」の声あり)

- 議長(三上徹)** はい、休憩という動議ができましたので、ここで10分ほど休憩をいたします。再開

は10時20分といたします。

—— 午前10時09分 休憩 ——

—— 午前10時24分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) はい。まず初めに、あのう、ちょっと私の発言が若干不適切なか、適切だったということで申しあげたいと思いますけども、まあ、あのう、十分議論をしていなかったということの意味合いは、私がまだ十分に理解をしていなかったということで、まあ、ご理解いただきたいというふうに思います。従って発言の部分については訂正といいますかお願いしたいというふうに思います。それでお尋ねの点でございますけれども、47条。まあ、これでいきますと17ページになりましようか、この条例の17ページになりますけれども、47条、47条の2、いわゆるその17ページの方に括弧1から4まで出とりますけれども、特に、あのう、括弧4のところ3号に掲げるもののほか特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であるという町長が認める者ということを書いております。従って、まあ、そのあたりで、まあ、この趣旨を活かして、この対象者の方々に対して、この4号について該当するの方々にはですね、個々にこの法の趣旨に則って、まあ、活かしていきたいというふうに、まあ、思っております。

●議長(三上徹) この議案48号に対するその他の質疑、質問ございませんか。

●日高勝明議員(日高勝明) 18番。

●議長(三上徹) はい、18番。

●日高勝明議員(日高勝明) 今、あのう、長谷川議員と執行部、町長のやりとりを聞いておりましたが、この長谷川議員の尻馬へ乗って、その追い打ちをかけるわけじゃありませんがですね。これは先ほど言っておられることは私自身も教民の委員長として専決がなされた後に、このことを承知していなかったために委員会を開いて十分こ、こういう重大な内容を含んでいるものを議論をすることの時間がなかったということは誠に委員長として遺憾に思っております。そこで先ほどのやりとりを聞いておると、まあ、私どもの党としては、これは自治体の裁量権というものをきちっとその法は認知しているということをその言っておりますから、当然こういう邑南町のような住民本位の立場に立つ町政を推進しておられる町としては十分配慮がなされて然るべき内容のものであると思っておるわけです。で、まあ、先ほども言われたように法文と準則に私は、まあ、矛盾があるんじゃないかと思って聞いたんですが準、準則というのは、もはやガイドライン。こういうふうにしたらどうかという程度の、まあ、拘束力の無いものというふうに私は受け止めますが、そうすると国が示したものの法律と、それからそういうふうにした方が自治体としては良いよと言ったことに、まあ、矛盾を感じるわけでありまして、まあ、こういった非常に、あのう、消化不良のものがこの議場に出てくるということを、まあ、非常に、まあ、あのう、不愉快に思っております。まあ、そこでこれは、あのう、私はやはり、あのう、その他ふるさと納税に、あのう、ふるさと寄附に対するこの控除措置であるとか非常にすばらしい部分も含んだ、この全、全体的にはなっておるわけで、こういうものを付け添えて出されると、こう諸刃の剣を突きつけられておるわけですから、私どもとしては、こりゃあ、まあ、賛成すべきなのか反対すべきなのか非常に苦慮すると、あのう、長谷川議員が一人だけこういう質問、質疑をなさると他の議員は黙ったから殆ど承知しとるんだらうと。長谷川議員一人がいろいろと難しいことを考えとるんだらうというふうに受け取ってもらおうと大変私は心外ですから、私も今、長谷川議員の趣旨には全く賛同できる立場と。恐らく他の議員さんたちもね、内心じゃあ苦々しく思っておられる。大変この沢山の社会、国民、社会

保険庁が年金問題の殆どをまだ未解決の状態にある国民の怒りが静まってない中で、再びやはりその人の懐に手を突っ込んでやるのを、こう 邑南町までもかということ、みんなこの考えていらっしやると私が思うんですよ。で、こういうふうな、あのう、ことについて非常に、まあ、やはり重大なこれは問題であるというふうに思いますから、後ほど長谷川議員から一般質問もどうもこの同じような内容ができるのですが、私はやはり今後この専決されてしまったものではあるけども、執行部としてはもうほんとにこの作った、この条例によって町民との間に非常に不快感が広がることのないような配慮を、今の町長がおっしゃった答弁以上にさらに研究をしてやはりしていかなければいけないと私はこれはいけない問題だという認識を、これは何人もの議員が恐らくもっているというふうに受け止めてもらいたいです。そのことを申しあげて答弁は結構ですから一応意見として申しあげます。

●議長(三上徹) はい、その他ございますか。

●田中議員(田中雅文) はい。

●議長(三上徹) はい、1番。

●田中議員(田中雅文) この改正の条例案の条項中でですね、条項中、町民の方の負担増になるとかん、考えられる部分、また、反面負担軽減になると考えられる部分、そうした部分が、あのう、両方あるのか無いかということ、要は噛み砕いたところをお願いしたいと思います。

●東税務課長(東義正) 番外。

●議長(三上徹) はい、税務課長。

●東税務課長(東義正) 今回の税条例改正では税率の改正はございませんので、いわゆる増額となるあるいは減額となる部分はありませんが、まあ、申告によりまして税額から控除されるというような改定はございます。

●議長(三上徹) はい、その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第48号の質疑を終わります。続きまして、議案第49号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第49号の質疑を終わります。続きまして、議案第50号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第50号の質疑を終わります。続きまして、議案第51号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第51号の質疑を終わります。続きまして、議案第52号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第52号の質疑を終わります。続きまして、議案第53号に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

●池田議員(池田宗雄) はい。

●議長(三上徹) はい、5番。

●池田議員(池田宗雄) これは、あのう、住宅の家賃の値上げだというように解釈しておりますけど、

これを上げられた理由をお聞きしたいと思いますが、よろしくお願ひします。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) これは合併以来、合併前からのさん、ニュータウン土居あるいはニュータウン阿須那町というのは3万円でございます、こん、この春でございますけども、もう一つ日貫の若者住宅が、を建設したところでございます。その家賃が4万2千円でございます、合併以前もの、以前からあった家賃とですね、町内の均衡をとるために、こういう条例改正を、値上げをですね、値上げといいますか家賃を上げさせていただくということで、一部改正をさせていただくものでございます。

●池田議員(池田宗雄) はい。

●議長(三上徹) はい、5番。

●池田議員(池田宗雄) 今の町内の均衡をとるために、日貫のが出来たのでというご意見で、あのう、しつ、答えでありましたけども、まあ、このニュータウン土居についても、これは築後7年間経過しておりますし、まあ、あのう、阿須那のニュータウンみひさしも4年経過をしておるということでございますので、まあ、若者定住住宅ということで、若い方に帰っていただいて住んでいただきたいというようなものでございますので、まあ、この物価がいろいろ高騰しとる中で、また、あのう、家賃を値上げするということもどうかと思いますが、その点はどのように考えられておられるのか、ちょっとお聞きしたいと思ひます。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 町内にはああして町営住宅だけではございません。民間の住宅もでございます。まあ、それと均衡をとらなければならないということもでございます。であるところで、まあ、そのような低い家賃というのは民間の住宅には今無いと思っております。まあ、そういうことで町内の一円にですね、均衡をとるということで、いろいろ、まあ、このニュータウン土居あるいは阿須那町につきましても施設、まあ、広さあるいは中の設備でございますね。そういうことを勘案いたしまして均衡をとるということで、このように3万円から4万あるいは4万2千円に上げさせていただくというものでございます。

●議長(三上徹) よろしゅうございますか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第53号の質疑を終わります。続きまして、議案第54号に対する質疑に入ります。質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第54号の質疑を終わります。続きまして、議案第55号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましては、歳入歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第55号の質疑を終わります。続きまして、議案第56号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございません

か。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 16番。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 国民健康保険の特別会計の補正でページ数でいうと、8、8ページだとか、8ページじゃあ、あのう、ちょっと全体に入ってるので、あのう、テーマでいうと、あのう、特定健康診査の問題です。で、あのう、当初予算では百、あのう、国から121万、それから県から121万入る予定が、まあ、今回減額されて両方73万2千円づつに、あのう、特定健康診査等の負担金が、あのう、下がりましたが、まあ、今年からこれまで基本健診でやっていたものを特定健診という形に変わったわけですが、で、基本健診の場合は全額、まあ、いわば公費で、あのう、国県町で、まあ、やってきたわけですが、今回こういう形で特定健診という費目が変わったと思います。で、これでその町の方の負担はどれぐらい入っているのかを、まずお伺いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) 町民課長。

●表町民課長(表正司) この特定健康診査と事業費のところに町費がいくら入ってるかということだと思んですが、まあ今年度からああして特定健康診査が、あのう、事業主体が保険者となった関係で、邑南町の国民健康保険でこうして予算を計上さしていただいとるんですけども、一般会計からの繰り入れはありません。ただ特定健康診査で、あのう、まあ、健診の受診率等を向上するよう、まあ、受診しやすい実施体制を整えて受診率を高めることによって、まあ、生活習慣病の予防とか健診による疾病等の早期発見、早期治療につながり、病気の進行を食い止め治療によって改善することも可能でありますので、まあ、医療費の減少につながれば負担の軽減につながると思っておりますので、先ほどいいましたように、ここに一般会計からの繰入金が入っておりません。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 16番。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) えっということになりますと、あのう、歳出のほうで特定健診の事業費として1千93万が、あのう、あがっております。で、これは、まあ、補正されておられません。そうすると73万73万国県で合わせて150万弱円もらって1千万、1千百万ぐらい出すわけですから、差額として990万負担が掛かるわけですが、これが全部、あのう、加入者の税で賄われるということになってくるわけですね。だからそうするとこれまでの基本健診では町も応援してやってたのが、すっこの制度に替わって、さっこの町は手を引くと、ゆう上手いことをやられたなと思うんですが、そういう解釈をしていいんでしょうか。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、町民課長。

●表町民課長(表正司) 先ほど1千93万4千円の予算の中で、まあ、あのう、国県補助金が減額になったのはですね、あのう、保健指導の方の補助金が減額をしとるわけでございます。で、ただそこに、あのう、健診の方一人に対して500円の負担をいただきますので、あのう、55万2千円が入りますので、あのう、まあ、あのう、差し引き財源の負担金は890万というようなどこであります、あのう、まあ、あのう、その分につきましては国保会計でいいますと、あのう、保険税の方に、まあ、あのう、計算上ではなりません。ただ国保会計全体の中の会計の中では、まあ、あのう、財源等の調整をしながらですね、全体みまますので、あのう、まあ、全部が全部、あのう、こう保険税ということはないと思うんですが、まあ、あのう、調整交付金とか特徴とかですね、もらえ

ることがあればそういった財源確保に努力はしたいと思いますが、現在のところでは、あのう、まあ、財源不足分については保険税という形にはなろうかと思えます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、16番。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今年の、あのう、3月に邑南町特定健康診査等実施計画書というのできました。で、この中でその実際に、あのう、ずっと費用を、どれぐらい費用が掛かるかということの研究されたわけですが、あのう、まあ、私自身のは、私自身の反省でもあるんですが、あのう、特定健診が始まるぞーということでどういう形で進めるのかっていう、そういう議論はざーっとやって来たんですね。で、自己負担は500円であると、で、国県からも応援は、あのう、補助単価がなんぼかあるよということはありません。しかしそうそう、しかしその後残った分、今で言うと900万近くですね、は誰が負担するのっていう話は全く飛ばして進んで来たわけですね。で、この度の補正の予算を見て、ありゃこれはみんな税金で払らわにゃいけないかいたんかいなということになっちゃったわけですね。これはおかしいと、これまでは別に特定健診してほしい言うて、我々が頼んだわけでもない制度として始まったわけですね。で、これまで基本健診は全額公費だったわけですね。ですからその差額はあの町が応援していただかないと困るわけですね。で、一般会計から応援しないとその分が、まあ、困ると。よう、まあ、あのう、一步譲ってですよ。あれしてもほかの、あのう、共済組合とか、それから、あのう、普通の健、社会保険、健、健保にしてもですね、まあ、当然その保険の中で賄っているわけですから、保険税に跳ね返るのはそれは分かります。しかし健康保険とか共済とかいろいろあっても、それは本人負担は2分の1ですから、後の2分の1部分ですね。これは最低でもこうちゃんと入れてもらわないと話が違うじゃないのっていうことに私はなるんじゃないかと思うんですが、その点について、これまた町長に質問していいのかどうか分かりませんが答弁をお願いしたいと思います。

●山本副町長(山本忠徳) 番外。

●議長(三上徹) はい、副町長。

●山本副町長(山本忠徳) まあ、あのう、制度が変わりま、変わったことについては、まあ、長谷川議員さんご指摘のとおりでございまして、まあ、あのう、今年度から保険者毎に、そういった健診の形態になったということでございまして、これは制度の問題でございまして町の、先ほどの基本条例じゃありませんが町の裁量権はないのかという話になってくると思いますが、まあ、ただこれはやはり、あのう、健診はこれだけじゃあございせんので町民全体を対象としたがん健診というようなものについては町費を出してやっとするわけではございまして、この国保の被保険者の対する特定健診については制度に則ってやらしていただくと、それ以外の健診については町費も突っ込んで全町民の方に、対象にやらしていただくという形で取り組みを進めていきたいというように思っておりますので、そういう意味でご理解をお願いしたいと思います。(長谷川議員：発言あり、内容聞き取れず)(議長：応援する気はないかどうか) はい、一般会計を入れる。いる。あのう、この、このために一般会計を投入するということは今のところ考えておりません。

●議長(三上徹) その他ございせんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようではございまして、議案第56号の質疑を終わります。続きまして、議案第57号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございせん

か。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第57号の質疑を終わります。続きまして、議案第58号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第58号の質疑を終わります。続きまして、議案第59号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、第、議案第59号の質疑を終わります。続きまして、議案第60号に対する質疑に入ります。本件の質疑につきましても、歳入歳出全般にわたって行います。あらかじめ頁数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、議案第60号の質疑を終わります。以上で、議案第38号から議案第60号までの質疑はすべて終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

- 議長(三上徹) 以上で本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午前10時46分 散会 ——